



メルボルン日本人学校

いじめ防止に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人学校 (JSM) は、いじめが容認されず、児童生徒にとって安全で尊重し合える学習環境の提供を約束する。

本方針の目的は以下の通りである。

- いじめの定義を明確化し、本校の全関係者間における共通理解を徹底
- 本校においていじめは一切容認されないことを明確化
- 建設的な学校文化を構築し、いじめ行為を防止するために本校が実施している戦略およびプログラムの概要説明
- あらゆる学校関係者が、いじめ行為のサインや兆候に注意を払い、いじめ行為があった場合はこれを教職員に報告する責任要求
- 報告されたすべてのいじめ事案を適切に調査、対処
- いじめ行為の影響を受けている可能性のある児童生徒 (いじめを受けた者、現場に居合わせた者、およびいじめ行為に関わった者を含む) に対する確実な支援を提供
- 本校におけるいじめ行為に対処し、これを防止するため、親や教職員からの支援の要求

本校は以下を目指し、いじめ行為に対応する。

- 適切、継続的そして迅速な対応
- 全員にとっての建設的な解決策を見つける
- いじめの再発防止
- いじめに関わった児童生徒間の関係修復

本校は、いじめ行為によって引き起こされ得る危害を含む、合理的に予測可能な児童生徒への危害リスク軽減に向けた適正措置を講じるという注意義務を本校教職員が有している事を認識している。

適用範囲

本方針は、宿泊学習や校外学習を含む全ての学校行事および活動に適用される。本校は、いじめの定義には該当せずとも、容認されるべきでない生徒による不適切行為が他にも多数存在することを認識しており、これらの行為は、本校の[子どもの安全と福祉に関する方針](#)に従い対処される。

定義

「いじめ」とは、人間関係において継続的かつ意図的に自己の力や認知された力を乱用し、言葉や身体を使った行為や社会的態度を通して他者に身体的、社会的、または心理的危険を引き起こす行為である。個人または集団が有する力、または認知された影響力を、1人または複数の相手に対し乱用し、その対象となった者の力ではその状況を食い止めることができない状態を指す。

「いじめ」は、対面または様々なデジタルプラットフォームやデバイスを用いてネットを介して発生し、あからさまな場合もあれば、陰湿な場合もある。このような行為自体が繰り返される場合、あるいはデータ共有などによりその後も長期的に繰り返される可能性がある場合、それらはいじめに該当する。

いじめは、その形態や理由を問わず、現場に居合わせた者を含む当事者に対し、即時かつ中長期的な影響を与えかねない。対面またはネット上で行われたか否かを問わず、一度きりの行為および対等な者同士の対立や喧嘩はいじめの定義に該当しない。

いじめには、主に以下の3つの特徴が挙げられる。

- 当事者の関係における力の乱用を伴う
- 行為が継続的で繰り返される
- 危害を及ぼす可能性のある行為を含む

いじめには以下のようなものが挙げられる。

1. 「直接的な」身体的いじめ（例: たたく、つまずかせる、押す、物を壊すなどの行為）
2. 「直接的な」言葉によるいじめ（例: 中傷、侮辱、同性愛嫌悪または人種差別的な発言、言葉による虐待など）
3. 「間接的な」いじめ（例: 噂を広める、辱めや屈辱感を与える悪意ある冗談、嫌がらせで真似をする、仲間外れを他者に促す、相手の社会的評判や社会的容認を損なうような行為）

「ネットいじめ」は、デジタル技術を使用し、モバイル端末、コンピューター、チャット、電子メール、ソーシャルメディアなどを介して行う直接的または間接的ないじめ行為で、口頭または書面による行為、および画像、ビデオ、オーディオ等を用いた行為がこれに含まれる。

ネットいじめには以下の行為が含まれる。

- 憎悪に満ちた、または脅迫的な性質のメッセージ、写真、またはビデオの送信
- 現代テクノロジーを使用して他者の社会的排斥に関与する行為
- 失礼で露骨、または相手を辱めるようなメッセージ、写真あるいは動画のネット投稿
- ネット上で他者のユーザー アカウントにアクセスするといった乗っ取り行為
- ネット上でのサイバー ストーカーリングまたはプライバシーの侵害

相手に苦痛を与えるその他の不適切行為

相手に苦痛を与える不適切な行為でも、相手に不快感を与えたからと言って、いじめとはみなされない場合が多くある。苦痛を強いられる不適切な行為に巻き込まれた、またはその現場を目撃した児童生徒は、その旨を教職員に報告する必要がある。このようは不適切行為は、本校の[子どもの安全と福祉に関する方針](#)に従い対処される。

「両者間の対立」は、双方の力関係が同等な状況における議論または意見の不一致を伴う。両者間の対立とは、通常、双方ともに不快な気持ちを味わい、両者とも問題の解決を望んでいることが一般的である。このような対立が未解決のまま放置された場合、一方当事者が報復として他方当事者を繰り返し標的にする行為を通していじめに発展する可能性がある。

「社会的拒絶または嫌悪」は、相手に苦痛を引き起こしたり、嫌悪感を抱かせて仲間外れを誘発するような行為が意図的に繰り返し行われない限り、いじめとは見なされない。

「一度きり」の悪意ある行為や身体的攻撃は、いじめとは見なされない。しかし、悪意ある行為や身体的攻撃はたとえ一度きりであったとしても、本校において容認されない行為であり、このような行為を行った児童生徒は深刻な処分の対象となる場合がある。本校は、一度きりの悪意ある行為や身体的攻撃について、[子供の安全と福祉に関する方針](#)に基づき対処する。

「ハラスメント」とは、相手を卑しめたり、侮辱したり、脅迫するような言動であり、性的ハラスメントや障害者へのハラスメントなど、さまざまな形態が考えられる。本校ではいかなる種類のハラスメント行為も容認されず、このような行為を取った児童生徒は深刻な処分の対象となる場合がある。本校は、ハラスメント行為を行った児童生徒について、[子どもの安全と福祉に関する方針](#)に基づき対処する。

いじめ防止

本校では、建設的で多様性を尊重する学校文化を構築するための多くのプログラムと戦略を用意している。本校は、寛容かつ、親切さや敬意を示す行為を模範とし、奨励することにより、いじめ行為を防止する学校文化を育むよう努めている。本校の教職員および児童生徒は、いじめを防止し、建設的な行為を促進するため、以下のような様々な活動に参加している。

- いじめ防止のための方針と手順の定期的な見直し
- いじめ行為を察知し、対処するための教職員教育・研修の実施
- 学校全体で一貫した行動管理アプローチの採用
- 学校が定める規則を児童生徒に周知させ、順守を促す
- 本校のいじめ防止に関する方針をウェブサイトへ掲載
- 方針の定期的見直しを行い、現状に即した効果的な状態の維持に努める
- 教職員が監護を行う際、観察力を持った積極的な行動を奨励し、その存在感を強調

本校の子どもの福祉に関する取り組みの詳細については、[子どもの安全と福祉に関する方針](#)を参照すること。

いじめ事案への対応

本校への懸念事項の報告

本校は、いじめに関する苦情を真摯に受け止め、細心の注意を払って対応する。

いじめ行為を受けている児童生徒、またはいじめ行為を目撃した児童生徒は、速やかに教職員に報告することを推奨する。

いじめ行為の減少および撲滅に対する効果的な取り組みは、児童生徒、保護者や監護者からの速やかな事案報告に基づき、状況に適した対応が適時に取れるかどうか大きく左右される。

児童生徒は担任教師に相談することが望ましいが、その他の教師、職員、校長といった信頼できる学校教職員と懸念事項について打ち明ける事も可能である。

本校児童生徒の保護者または監護者で、お子様がいじめに巻き込まれている、またはいじめ行為を目撃したといった憂慮をお持ちの方は、電話 (9528 1978) またはメール (adm@jsm.vic.edu.au) にて校長まで必ずご連絡ください。

調査

いじめ行為の訴えが報告された場合、教職員は以下のことを行う義務を有する。

1. 訴えの詳細を記録
2. 校長、教頭および事務長へ通知

担任教師は、いじめの訴えを迅速に、かつ慎重に調査する必要がある。いじめの訴えを適切に調査するため、担任教師は状況に応じ以下のことを行う。

- いじめの標的である児童生徒、いじめ行為を行っていると思われる児童生徒およびその目撃者など、訴えに関与する人物との話し合いを行う
- いじめに関係する児童生徒の保護者との話し合いを行う
- いじめに関係する児童生徒を受け持つ教師との話し合いを行う
- 後日参照できるよう、すべての話し合いを詳細に記録する
- 上記の話し合いにより得られたすべてまたは一部の情報に関し、書面による裏付けをとる

いじめの訴えを調査する過程において行われる学校との連絡は、すべて厳重に管理される。問題行為に適時に対処するため、調査はできるだけ迅速に実施される。

報告をされたいじめ行為の状況に関する徹底的な調査は、その行為の性質と関与した児童生徒を特定するために実施される。そのいじめ案件について徹底的に理解することで、教職員は、その行為に対する適切な対応を最も効果的に実施する方法を見つけることが可能となる。

ネットいじめを含む深刻ないじめは犯罪であり、ビクトリア州警察に通報される場合もある。

いじめ行為への対応

報告されたいじめ行為の状況と関与した児童生徒について理解するための十分な情報が揃っている場合、担任教師は校長、教頭および事務長と相談し、状況に応じた様々な戦略を通して当該行為を対処し、いじめの影響を受けた児童生徒を支援する。

いじめ行為に対する最も適切な対応を決定する際に考慮すべき要因は多数あり、本校は以下を考慮に入れる。

- いじめに関わった児童生徒の年齢と成熟度
- いじめの深刻度と頻度およびいじめを受けた児童生徒が受けた影響
- いじめ行為を取った児童生徒が以前にも同様の行為を行ったことがあるか否か
- いじめが集団によるものか、1対1で行われたか
- いじめ行為に関わった児童生徒が、自己の行為を振り返り、反省を示しているかどうか
- いじめの誘発要素を含む、いじめ行為の動機とされるもの

校長は、いじめ行為に対し、状況に応じて以下のすべてまたは一部の対応を実施する。

- 外部カウンセラーを含め、いじめを受けた児童生徒に対するカウンセリング支援の実施
- 外部カウンセラーを含め、いじめ行為を行った生徒に対するカウンセリング支援の実施
- 危機管理部または外部カウンセラーへの紹介を含め、いじめを受けた児童生徒の証人または友人、いじめの影響を受けた児童生徒に対するカウンセリング支援の実施
- 関係する全てまたは一部の児童生徒を対象とし、関係修復に向けた話し合いへの参加を支援。話し合いの目的は、いじめ行為を行った児童生徒の反省の念を養い、関係修復に向けた行為を促し、いじめを受けた生徒には許す気持ちを起こさせることにより、両者間で悪化した関係を修復することである。
- 児童生徒が自己の行為に責任を持ち、対立や不満の根本的理由を突き止めるため、いじめに関わった児童生徒の一部または全員を対象とした和解のための話し合いを支援する。この話し合いは、当事者の児童生徒全員が自発的に出席し、和解プロセスに参加する意思を

示している場合にのみ適切である。

- いじめの被害者と加害者の児童生徒間の接触を制限する個別対応計画の作成
- 復元プログラムなど、いじめに関わった児童生徒の社会、そして感情におけるスキルの能力差に応じた話し合い、指導の場を提供
- いじめに関わった児童生徒の行動を適切な期間監視し、必要に応じて補足的な措置を講じる
- いじめ行為を行った児童生徒に対し、子どもの安全及び福祉に関する方針、停学と退学に関する省令、およびその他の関連するビクトリア州発行の方針に基づき、特権の剥奪、授業時間外の拘束、停学、または退学を含む懲戒処分を科す場合もある。

本校は、いじめ行為に関わった、または影響を受けた児童生徒のその後の状況を注視し、引き続き支援することを重要視している。教職員は、いじめ案件の対処に関する最新情報を、適宜保護者や監護者に提供するよう努める。

校長は、いじめ行為の調査および対応における記録を常に最新の状態に保つ責任を有する。

詳細情報およびその他のリソース

本方針は、本校が定める以下の方針と併せて参照される必要がある。

- [子どもの安全と福祉に関する方針](#)
- [注意義務に関する方針](#)

以下のウェブサイトおよびリソースは、いじめの防止および対応に関する有用な情報を提供すると同時に、いじめを受けた児童生徒の支援に役立つものである。

- [Kids Helpline\(子どもの相談窓口\)](#)
- [Lifeline\(ホットライン\)](#)
- [Student Wellbeing Hub\(生徒福祉の広場\)](#)
- [Office of the eSafety Commissioner\(児童ネット安全コミッショナー\)](#)
- [Australian Student Wellbeing Framework\(生徒の福祉向上のためのフレームワーク\)](#)

評価

本方針は、2年ごと、あるいは報告されたいじめ案件の内容および対応に関して本校が収集したデータの分析を行った後、必要な場合は2年を待たずして見直しを行い、方針内容が現状に即した実用的かつ効果的なものであるかどうかを確認する。

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。